

主権的ソビエト共和国同盟憲法（基本的諸規定）

KK 資料集第5巻 303-317 頁

* 303 頁の注記 1、2 も参照のこと)

前文

われわれ、自由な人民は

（アルファベット順に主権共和国同盟を構成する主権共和国の名称全部を記述）

社会主義の理念：すなわち、全人類的勝価値に基礎を置く、自由、民主主義、正義、社会的安全、国際的团结、ヒューマニズム文化；に対する固い信念（信望）を表明し、主権的ソビエト共和国同盟の結成を宣言し、ここにこの憲法を制定する。

I. 主権共和国同盟の社会体制の原則および活動原則

<人民の主権>

主権共和国同盟における全権力の唯一の厳選および担い手は、人民である。

人民は、主権的権力を、直接に、ならびに人民によって創設される立法権、処分・執行権および裁判権のシステムをとおして、そして自治機関によって、実現する。

人民は、自らの主権行使し、権力の民主的かつ効率的な実現に対する道徳的、政治的責任の明確な措置を講ずる。

<国家の主権>

主権共和国同盟（以下、便宜上 CCPとする場合がある）は、共和国の自発的結合によって形成され、この憲法が認める連邦構成主体が与える権限の範囲内で国家権力を行使する、連邦制の民主的、法治国家である。

<個人と国家>

人は、国家の最高の価値であり、人の利益は、国家の活動の基礎である。

人権および基本的自由は、生まれながらにしてすべての人に属する。これらは、奪われることなく、一般に認められた国際法の諸原則にしたがって CCP の法律によって保障される。

個人の権利の擁護、その実現のための条件の整備は、国家の第一義的義務であり、民主主義および権力の社会的効率性の基本的基準である。

<国家と法>

主権共和国同盟においては、同盟の憲法および共和国憲法のすべての規範的アクトに対する最高性が保障される。

CCPの権限の範囲内で、CCP憲法およびその基礎の上に策定される全同盟の法律の法律的最高性が承認される。

主権共和国に属する権限の範囲内で、共和国憲法およびその基礎の上に策定される共和国の法律の法律的最高性が承認される。

主権共和国同盟においては、政治的反対の憲法上の権利が保障される。同盟および構成共和国の法令は、一般に認められた国際法の諸規範に従う。

世界共同体の一部を構成する国家としての CCP は、その代表機関の名において、平和、民主主義および社会進歩のために行動する、国際的な超国家的な組織に権限の一部を移譲する権利を有する。

一般原則および憲法規範の実現の具体的な法的メカニズムは、同盟および主権共和国の法令によってこれを定める。

＜国家権力とその構造＞

主権共和国同盟の国家権力のシステムは、立法権、処分・執行権および裁判権からなり、それらは、分立し、同盟および主権共和国の法律に基づいて相互作用を行う。

法令によって、あれこれの形態の権力が法外に強化され、一定の人間またはそのグループによって権力が篡奪されることはないよう、その信頼しうる基礎となる抑制・均衡のメカニズムが定められる。

＜政党と政治運動＞

政党、社会団体および社会運動は、直接に、もしくはその代表をつうじ、またはその他の形態で、国家的および社会的事項の解決に参加する。

政党、社会団体および社会運動は、法律の定める手続により、自由にこれを設立し、憲法の枠内で、民主的原則に基づいて活動する。

政党、社会団体および社会運動は、平等原則に基づいて政治活動に参加する。

政党、社会団体および社会運動は、主権共和国同盟および主権共和国の立法機関に 20 人の代表がある場合、会派を形成する権利を有する。

何人も、憲法の枠内で活動する政党およびその他の団体のメンバーをのぞき、その活動の内容、形態および場所を決定することはできない。

政党およびその他の社会的組織は、その活動のために必要な施設、財産および設備に対する所有権を保障される。

主権共和国同盟においては、社会的、人種的、民族的、宗教的敵意（不和）を宣伝し、憲法体制の暴力および転覆を企図する政党およびその他の社会団体は、これを創設し、活動することを禁止する。

＜労働集団＞

労働集団は、直接に、またはその代表をつうじて、国家権力の行使、自治の発展に参加する。

＜宗教団体＞

宗教団体は、国家から分離し、独立して活動する。国家は、宗教団体の社会的に有用な活動を支援する。

宗教団体の登録手続およびその国家との諸関係は、法律によってこれを定める。

宗教団体は、法人格を有し、それに帰属する財産を保有し、使用し、処分する。

＜イデオロギー的複数主義と情報の自由＞

主権共和国同盟においては、心情の自由およびその自由な公的発言（表現）に対する権利が保障される。

政治的、イデオロギー的な議論は、その参加者の人間的尊厳を傷つけない文明的な形態でこれを行わなければならない。

国家機関、政党、社会団体、グループおよび特定の個人によるマスメディアの独占はこれを禁止する。マスメディアは、検閲から自由である。その活動は、特別の法令でこれを規制する。

＜ロシア共和国憲法体制の原則の変更＞

主権共和国同盟の人民をのぞき、何人も、社会体制の原則および CCP の活動の原則にかかる CCP 憲法を変更することはできない。（注記あり 306 頁）

CCP の社会体制の原則および活動原則の変更に関する問題の設定のためには、連続して 2 期選出された CCP 最高会議または CCP を構成する主権共和国の 3 分の 1 の最高立法機関の決定が必要である。決定は、選出された者の 3 分の 2 の多数によって採択される。

CCP の社会体制の原則および活動原則の変更に関する問題は、全人的レフェレンダムによってこれを決定する。

この決定は、3 分の 2 以上の主権共和国において CCP の市民の過半数が賛成した場合、採択されたものとする。

CCP 最高会議は、レフェレンダムの結果に基づき、しかるべき決定または法律を制定する。

II. 立法・代表権力：形成および活動の原則

1. 主権共和国同盟市民（選挙人）は、地域的、民族・地域的および生産的な選挙区ごとに、CCP

- のすべての立法・代表機関の直接、平等、秘密選挙に参加する。
2. CCP最高会議およびその他の立法・代表機関の選挙は、個別に（2段階で）これを行う。
 3. 立法・代表機関の任期は、すべてのレベルで5年とする。
 4. CCP最高会議代議員により、平等で同数からなる同盟院および民族院を形成する。同様の構造を主権共和国の最高立法機関もとることができる。
 5. 民族・地域的選挙区から選出された CCP 人民代議員のうちから、各主権共和国の最高立法機関が、CCP 最高会議における常設の主権共和国最高立法機関の公式代表の候補者（各1人）を承認する。通常は、この公式代表は主権共和国の立法機関において選出されなければならない。
 6. CCP 最高会議、主権共和国、地方、州の最高立法・代表機関は、年間に通常2～3回の会期（会議）を行う。その際、代議員（選挙された機関の構成員）は、労働日の半数以上を自分の選挙区にいなければならぬ。
 7. 市、地区およびその他の代表機関の活動の手続は、特別の法令によって定める。
 8. 代議員（選挙された機関の構成員）は、選挙人との結びつきを断つことなく、職業的（専門的）な議会活動に参加することができる。
 9. 立法・代表権力機関は、この機関に排他的に属する権限に基づいてその活動を行い、ならびに他の権力機関および公務委員とともに、共同の権限とされる機能（権限）の実現に、共同して参加する。
 10. CCPの立法・代表機関の排他的管轄事項は、以下のとおりである。
 - －憲法、法律、法令の制定、およびそれらの改正
 - －民族・領域的編成の解決
 - －国家権力システムの活動の基本方向および内容の決定、経済的、社会的、民族的、文化的発展のプログラム（計画）の採択
 - －予算の承認
 - －課税
 - －選挙およびレフェレンダム実施の諸問題の決定
 - －大統領候補、すべてのレベルの執行機関の議長（長）のポストの候補者の推薦
 - －立法機関の議長（長）の選出
 - －人民判事の候補者の推薦
 - －処分・執行機関の作業装置の構成の承認
- 立法・代表機関の排他的権限は、他の国家機関または公務員にこれを移譲することはできない。
- すべてのレベルの立法・代表機関の具体的権限、およびその相互作用のメカニズムは、CCP 憲

法、主権共和国憲法および対応するそれぞれの法令によってこれを定める。

11. CCP 最高会議の排他的権限は、以下のとおりである。

- CCP 憲法草案の起草、そのレフェレンダムへの付託および憲法の最終決定
- CCPへの新しい主権共和国の加盟の受入れ、新しい地方および州の形成、CCP からの連邦構成共和国の脱退および除名の採択
- CCPの国境変更問題の解決
- CCPの内外政策の基本方向の決定
- CCP 予算を編成する税および手数料の設定
- レフェレンダム問題の解決
- 大統領決定による非常事態、戒厳および戦争行為の布告の承認
- 国際条約および共和国間条約の批准および破棄
- いざれかの連邦構成共和国またはいざれかの国家権力機関の権限を越える法律およびその他の法令の効力の停止
- CCP 大統領選挙の候補者推薦の実施
- CCP 最高会議議長、副議長の選出
- CCP 最高裁判所の長官を含む 3 分の 2 の判事の選出
- CCP 憲法委員会の 3 分の 1 の委員の選出
- CCP 大統領の提案により処分・執行機関の構成員の承認
- CCP 人民代議員選挙、同大統領選挙の公示
- 全同盟的なレフェレンダムに関する問題の解決

III. 執行・処分権力：形成および活動の原則

1. 主権共和国同盟の処分・執行権力は、人民（選挙人）の参加のもとにこれを形成する。
2. CCP における処分・執行権力は、主権共和国同盟大統領がこれを指揮する。
3. CCPの処分・執行権力機関の構成は次のとおりである：CCP の大統領、副大統領、内閣、連邦国防委員会、大統領監督委員会、大統領府（機構）、連邦構成共和国の大統領、副大統領（執行委員会議長、副議長）、ならびにその機関および機構、地方、州、市、地区、町、その他の領域の執行委員会議長、副議長、およびその執行装置。
4. CCPの大統領、副大統領、連邦構成共和国の大統領、副大統領（執行委員会議長、副議長）、およびすべてのレベルの執行委員会議長、副議長は、それぞれの選挙区ごとに選挙員が直接、秘密投票によってこれを選挙する。

5. すべての処分・執行権力の公務員の任期は4年である。
6. すべてのレベルの処分・執行権力機関の機構の職員は、事後的な立法・代表権力機関の承認を条件にこの権力機関の長がこれを任命する。いずれかの職員の就任が承認されなかった場合、この者は1年間その職務を遂行する権利を有し、その後に次の候補者が、2度目の承認に付される。
7. CCP の処分・執行権力機関の管轄軸は以下のとおりである。
 - 予算の編成および執行
 - 税およびその他の納付金の付与
 - 国家の経済的、エコロジー的、社会的およびその他のプログラムの資金調達、ならびにその執行の組織
 - 行政機関、教育、保健、社会発展の施設（機関）およびその他の国家機関および組織の活動の組織
 - レフェレンダムの実施への参加
 - 非常事態の宣言
8. CCP のレベルの処分・執行権力機関は以下のものから構成される；CCP の大統領、副大統領、内閣、連邦安全保障会議、大統領監督委員会、執行権力装置、顧問、専門家、参与。
9. CCP における処分・執行権力システムの機能の調整は、連邦評議会がこれを行う。連邦評議会の構成は以下のとおりである：CCP 大統領、副大統領、主権共和国の大統領（処分・執行機関の長）。その活動には、CCP 最高会議議長が参加する権利を有する。
10. CCP大統領
CCP大統領に選出されうるのは、ロシア生まれで、直近の13年間を国内に居住し、35歳以上、65歳以下の選挙権を有する CCP 市民である。
大統領は、4年人気で CCP 市民が、普通、直接選挙において秘密投票でこれを選挙する。
大統領の候補者には、150万人以上の選挙人の書面による支持を得た者が登録される。
大統領の候補者には、最高会議によって推薦された者も登録される。
CCP 全体および主権共和国の過半数において、投票に参加した選挙人の投票の過半数を得た候補者が当選者となる。
大統領として選挙された候補者は、同時に、最高会議の構成員として選出されたものとみなされる。
何人も、3期以上大統領に選出されることはない。

大統領選挙の手続は、CCP の法律でこれを定める。大統領が就任する際、最高会議の会議において宣誓を行う。

大統領は以下の権限を有する。

- －CCP および主権共和国の主権の擁護、国の安全保障および領土保全、CCP の民族・国家編成の原則の実現に関する必要な諸措置を講ずる
- －処分・執行権力機関と公務員の相互作用を調整する
- －内閣一政府を主宰する
- －予算案を最高会議の審議に付す
- －最高会議に対し、国内情勢についての年次報告書を提出し、内外政策の最重要問題について情報を提供する
- －外国に対して CCP を代表し、CCP の国際的義務の履行に対する監督を行う
- －職責上その構成員となる者を除く、CCP 内閣構成員の候補者の承認を最高会議に求める
- －最高会議に対し、最高裁判所長官、検事総長、国家仲裁機関議長の候補者の承認を求める
- －CCP 憲法委員会議長およびその構成員の 3 分の 1 の選挙のために最高会議に提案する
- －最高会議に対し、監督委員会議長の候補者の承認を求める
- －職責により内閣に加わる者を除いた内閣の構成員、検事総長、国家仲裁機関議長、監督委員会議長の会委任について、最高会議に提案を行う
- －CCP の法律に署名し、2 週間以内に異議を唱えて、法律の再審議および再投票のために最高会議にこれを差戻すことができる。最高会議が、各院の 3 分の 2 の多数で以前に採択した決定を承認した場合、大統領は法律に署名するか、または問題を憲法委員会の審議に付すことができる。
- －CCP の国際条約の交渉を行い、これを調印し、外国の外交代表の信任状および召喚状を受理し、外国および国際組織における CCP の外交代表を任命し、召喚し、最高の外交官等級およびその他の特別称号を授与する
- －国の安全保障および防衛について国家諸機関の活動を調整し、CCP 軍最高司令官となり、軍最高司令部を任命し、更迭し、最高の軍称号を授与し、軍事法廷の裁判官を任命する
- －CCP の防衛および市民の安全保障のために、3 日以内にしかるべき最高立法機関がこの問題を義務的に審議することを条件に、CCP の全土またはその一定の地域に開眼または非常事態を導入し、場合によっては一定の地域に一時的な大統領直接統治を導入することができる。開眼および非常事態ならびに大統領直接統治のレジームは、法律によってこれを定める
- －CCP に対する脅威がある場合、最高会議またはそのしかるべき委員会での事後的な審議を条件に、CCP 軍の部分動員または総動員、高度戦闘準備態勢への移行に関する大統領令を公布する

– CCP への攻撃があった場合、軍事行動開始（宣戦布告）の大統領令を公布する。このことについて直ちに国連に通報し、問題を最高会議の審議に付す

– CCP の勲章およびメダルを授与し、名誉称号を授ける

– CCP の国籍の取得、出国および国籍剥奪、亡命の受入の問題を解決し、特赦を行う

– 法律の定めるその他の権限を行使する

大統領は、一定の機能の執行を副大統領に委任することができる。

大統領は、相互協定により、その一定の権限を最高会議、同盟を構成する主権共和国の最高立法機関、大統領、その他の最高公務員に移譲することができる。

権限の移譲は、しかるべき条約でこれを定め、批准を必要とする。

CCP 大統領は、CCP の憲法および法律に基づき、その執行において、国の全土において義務的効力を有する大統領令を公布する。

大統領は、雑誌「大統領通報」の発行者である。

大統領は、法律の定めるその機能を遂行するために必要な物的およびその他の可能性を提供される。

法律により、大統領の名誉および尊厳は保護される。

大統領は、マスメディアをつうじて公表され、最高会議がその成員の 3 分の 2 で承認した根拠のある申立てに基づいて辞職することができる。

大統領は、犯罪を犯した場合、これを解任することができる。最高会議のいずれの院も、十分な根拠はある場合、大統領に対して刑事事件の着手に問題を提起する権利を有する。この問題の決定は、最高会議が、その成員の投票の 3 分の 2 の多数でこれを採択する。決定が採択された場合、事件は憲法委員会によってこれを審理する。

憲法委員会の判断に基づいた最終決定は、最高会議が、その成員の 3 分の 2 の多数の投票でこれを採択する。

11. CCP 副大統領

CCP 副大統領に選出されるのは、ロシア生まれで、直近の 13 年間を国内に居住し、35 歳以上、65 歳以下の選挙権を有する CCP 市民である。

副大統領は、大統領とともに、同じ根拠に基づいてこれを選挙する。

副大統領の候補者は、大統領候補者がこれを決定する。

副大統領は、大統領の委任を受けてその一定の機能を遂行し、大統領が欠けるかもしくはその職務の遂行ができない場合、大統領に代わってその職務を遂行する。

副大統領の辞任および解任の手続は、大統領の辞任および解任の手続を準用する。

12. CCP内閣

CCP の内閣は、大統領の指導の下に活動し、しかるべき法令の定める社会・経済的およびその他の機能を行使する。内閣は、最高会議の同意を得て、副大統領、中央経済機関の長、大臣、CCPのその他の国家機関の長からなるその構成を大統領が形成する。

内閣の構成には、主権共和国の処分・執行機関の長が加わる。

13. 連邦安全保障会議は、大統領の指導の下に活動し、CCP および主権共和国の安全保障に関する任務を解決する。連邦安全保障会議の構成は、大統領、副大統領、最高会議議長、主権共和国大統領（処分・執行委員会議長）、国防大臣、国防省参謀総長、国家保安委員会議長、内務大臣、CCP の安全保障の任務を解決するその他の国家機関の長からなる。

IV. 裁判権：形成および活動の原則

1. CCPにおいては、CCP の最高裁判所、同盟構成主体の最高裁判所、地方、州、地区（市）人民裁判所、CCP 軍の裁判所が設置され、活動する。

2. CCP のすべての裁判所は、選挙制による。

地区（市）裁判所の人民判事は、裁判管区ごとの地区（市）の市民がこれを選挙する。

共和国、地方、州裁判所の判事は、それぞれに対応する立法・代表権力機関がこれを選出する。CCP 軍における裁判官の選挙手続は、特別法によってこれを定める。人民参審員は、5 年任期で、その職場または居住地ごとの市民の集会が公開投票でこれを選挙する。陪審員は、陪審裁判についての法律が定める手続により、事件に参加する当事者によってこれを形成する。

3. 裁判官（裁判所の構成員）の候補者を推薦する権利は、立法・代表機関の議長（長）（議長を含め裁判所の構成員の 3 分の 2）、および執行機関の議長（長）（裁判所構成員の 3 分の 1）が、これを提案する。1 人の裁判官が選ばれる場合には、この権利は立法・代表機関の議長（長）に属し、2 人の場合には、それは立法・代表機関および執行機関の議長（長）に属する。

4. 裁判官は、教育または学術研究以外の、他のいかなる有給の職務に従事することはできない。

5. 裁判官の俸給は、本人、家族の高い生活水準、経済的独立を保障し、同等のレベルの立法・代表機関および執行機関の長の報酬の水準に見合うものでなければならない。

6. 判事は、その職に就任するにあたり、個人（私有）財産として快適な住居（家）および所定の規模の別荘用地を取得する。

判事のための住居（家）および別荘用地の割当ての決定は、判事が選ばれている期間において権力機関が行う。判事のための住居（家）および別荘用地の割当てについての権力機関の決定は、新聞で公表される。

7. 判事は、その職に就任するにあたり、立法・代表機関の会議において、法律に対する忠誠と公正の宣誓を行う。

8. 裁判所の建物は、市、町の中心部に置かれ、その外観、建築様式、装飾、内装において、裁判所の遂行する機能の特徴および規模に合致したものでなければならない。

9. 裁判所の財政は、集中した国家財源による。

裁判権力機関の活動の具体的手続は、CCP 憲法、主権共和国憲法、対応する法令によってこれを定める。

V. 監督・解析権力（仮称）：形成および活動の原則

1. CCP 監督・解析権力機関の構成は、CCP 憲法委員会、主権共和国の憲法委員会（憲法裁判所）、共和国、地方および州の代表も加わる CCP 大統領監督委員会からなる。

2. CCP 憲法委員会は、最高会議がこれを選出する。議長を含む憲法委員会構成員の 3 分の 2 は、大統領が、3 分の 1 は最高会議議長が、これを提案する。

憲法委員会の構成員の候補者は、50 歳以上の政治および法の領域の著名な専門家のなかから推薦される。

憲法委員会の員数は、最高会議がこれを決定する。主権共和国の権力機関の構成に憲法委員会（憲法裁判所）がない場合、共和国の代表が CCP 憲法委員会の構成に加わる。

CCP 憲法委員会における共和国代表の候補者は、その共和国最高立法機関の会議でこれを審議する。

CCP 憲法委員会のメンバーは、10 年任期でこれを選出する。

憲法委員会のメンバーが選出されるまでは、最高会議が委員会のメンバーの報酬、その住居およびその他の社会問題に関して決定を行う。憲法委員会は以下のことを行う。

—最高会議に対し、そこで審議に付された各法案に関する公式の判断を提出する。判断においては、法案に関する他の立法アクトの憲法適合性、それらの一般に認められた国際法令への適合性、採択された場合の法律の効力の想定しうる法的、政治的、およびその他の結果（肯定的な面も否定的な面も）に関する条項が含まれる。憲法委員会の判断は、法案とともに公表される。

—固有のイニシアティヴにより、または最高会議の委任、大統領もしくは主権共和国の立法・代表機関、処分・執行機関の大統領（長）の要請、および共和国の立法機関の議員の要請により、共和国最高立法機関に関する判断を行い、これもまた新聞に公表される。

—個人の憲法上の権利および自由の遵守に対する監督を行う CCP の支配的な（主要な）国家権力機関である

– 「憲法委員会について」の CCP の法律の定めるその他の伝統的な機能を遂行する
CCP 憲法委員会は、政治、国法学、法のアクチュアルな諸問題について学問的、解析的活動を行い、定期刊行物「憲法委員会通報」を刊行する。

3. 大統領監督委員会は、大統領自身がこれを形成し、大統領令および委任（職務）の遂行に対する機動的な監督を行う。大統領監督委員会の代表部は、主権共和国、地方および州に置かれる。監督委員会のメンバーは、その実践活動において、すべてのレベルの処分・執行機関およびその職員（協力者）と相互作用を行う。大統領は、その権限の一部を監督委員会に移譲する権利を有する。

VI. 主権共和国同盟の政治システムにおける権力主体の相互関係の若干の問題

1. 主権共和国間の水平的かつ垂直的関係における権限の区分は、相互作用の機動的原則である。

共和国の領域において、共和国の法令が、同盟の権限にかかわるものを除くすべての諸問題に関して最高性を有する。

その権限を有する諸問題に関して採択された CCP の法律は、すべての共和国の領域において最高性を有し、その執行を義務づけられる。

同盟と共和国の共同管轄事項とされる諸問題についての CCP の法律は、当該法律によって自己の利益に影響がおよぶ共和国の最高立法機関が異議を唱えない場合に、これを施行する。

CCP の憲法および法律、共和国の憲法および法律は、同盟条約の諸規定および CCP と共和国の国際的義務に反することはできない。

共和国の最高国家権力機関は、憲法に違反し、同盟の権限外に属する CCP の法律に異議申立てを行うことができる。同盟の最高国家権力機関は、同盟条約、CCP の憲法および法律に違反する共和国の立法的アクトに異議申立てを行うことができる。このふたつの場合の紛争は、協議手続により解決し、または憲法委員会に送致される。

紛争の主体が、憲法委員会の決定（指示）を履行しない場合、決定（指示）の執行は、大統領—CCP の処分・執行権力の長であり、国家の最高の地位にある公務員—がこれを執り行う
大統領は、例外的に、以下のことを行う。

- 憲法委員会の決定（指示）の履行の必要性についての紛争の主体に警告する
- 憲法委員会の決定（指示）の実施期間を定める
- 憲法委員会の決定（指示）の不履行に責任のある公務員の解任問題を提起する
- 紛争解決のために、当該の国家機関が憲法委員会の決定（指示）を履行しない共和国の居住者（選挙人）に対してメッセージを送る

- 経済制裁を課す
- 最高会議の同意を得て、一定の時期に大統領統治形態を確立し、立法機関、処分・執行機関を解散する
- 最高会議に対し、共和国の同盟からの排除問題を提起する

VII. 主権共和国同盟憲法の制定および改正：若干の諸規定

1. CCP 憲法草案は、憲法委員会がこれを起草し、最高会議が承認し、人民代議員大会、主権共和国の最高立法機関がこれを審議し、全人民的レフェレンダムに付される。

主権共和国の3分の2以上で CCP市民の過半数が賛成票を投じた場合に、決定は採択されたものとする。

レフェレンダムの結果に基づき、人民代議員大会（後には最高会議）がしかるべき決議または法律を採択する。

2. CCP 憲法の改正は、前文および第1編を除き、最高会議の決定によるこれを行う。

憲法改正の提案は、立法発議権を有する機関および人（者）がこれを行うことができる。

憲法改正についての法律は、主権共和国の全体の3分の2が批准した後にこれを施行する。

—完—